【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			指定非常災害廃棄物最終処分場における非常災害廃棄物の受入れに係る損金算入等の特例措置の創設
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税3） （法人住民税：義、法人事業税：義（自動連動））（地方税1）
		②	上記以外の税目	（所得税：外）（国税3） （個人住民税、個人事業税：外）（地方税1）
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 ー
				《要望の内容》 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第 43 号）による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「改正廃掃法」という。）第9条の3の4第1項の規定による指定を受けた指定非常災害廃棄物最終処分場設置者は、維持管理積立金を損金又は必要経費に算入することができることとする。
				《関係条項》 ー
5	担当部局			環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室 廃棄物適正処理推進課 環境再生担当参事官付災害廃棄物対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和9年4月～令和 14 年3月
7	創設年度及び改正経緯			ー
8	適用又は延長期間			非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定を受ける期間（令和9年度～令和13年度）
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 改正廃掃法に基づく指定非常災害廃棄物最終処分場制度により、非常災害廃棄物の十分な受入れ容量を確保し、受入れ準備を促進することで、非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

				《政策目的の根拠》 改正廃掃法第９条の３の４ （非常災害廃棄物の処分のための最終処分場の設置者の指定） 第九条の三の四　都道府県知事は、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため、当該都道府県の区域内の一般廃棄物処理施設（第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものに限る。以下この条において「一般廃棄物最終処分場」という。）又は産業廃棄物処理施設（第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち、産業廃棄物の最終処分場であつて、第十五条の二の五第一項の規定に基づき一般廃棄物処理施設として設置されているものに限る。以下この条において「産業廃棄物最終処分場」という。）であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものの設置者を、その申請に基づき、非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定することができる。 一　当該一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 二　その申請の内容が廃棄物処理計画に適合するものであること。 三　申請者の能力が非常災害廃棄物の処分を円滑かつ迅速に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 ２（略） ３　第一項の規定による指定は、政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 ４　第一項の規定による指定を受けた一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置者（第七項において「指定非常災害廃棄物最終処分場設置者」という。）は、非常災害時において市町村から一般廃棄物処理委託基準又は特別管理一般廃棄物処理委託基準に従つて非常災害廃棄物の処分（当該非常災害廃棄物最終処分場における非常災害廃棄物の処分に限る。第七項第二号において同じ。）の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならない。 ５～７（略）
		②	政策体系における政策目的の位置付け	４．資源循環政策の推進 4-3．一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4．産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	令和 13 年度中に、全国で 1,260 万トン（令和６年能登半島地震における最終処分量に相当する埋立が全国９ブロック（北海道、東北、北陸、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）において必要となる場合を想定）を埋立可能な指定非常災害廃棄物最終処分場の確保
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置を講じることにより、より多くの非常災害廃 棄物最終処分場の指定へとつながり、平時から非常災害廃棄物の 受入れに備え、大規模災害発生時の非常災害廃棄物の円滑かつ 迅速な処理を図ることができる。

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>（単位:事業者）
<table><tr><td></td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td><td>令和 12 年度</td><td>令和 13 年度</td></tr><tr><td>適用数</td><td>90</td><td>150</td><td>300</td><td>300</td><td>300</td></tr></table>
【算定根拠】
別紙参照</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>適用額</td><td>（単位:百万円）
<table><tr><td></td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td><td>令和 12 年度</td><td>令和 13 年度</td></tr><tr><td>適用額</td><td>2330.15</td><td>3892.11</td><td>7758.62</td><td>7758.62</td><td>7758.62</td></tr></table>
【算定根拠】
各事業者の通知額（※）×適用数×0.7（補正係数）により算出。通知額及び補正係数をかける根拠については別紙参照。
※「通知額」とは、都道府県が各最終処分場設置者に通知する、処分場ごとの維持管理積立金の額を指す。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>減収額</td><td>（単位:百万円）
<table><tr><td></td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td><td>令和 12 年度</td><td>令和 13 年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>534.62</td><td>891.03</td><td>1782.06</td><td>1782.06</td><td>1782.06</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>220.96</td><td>368.26</td><td>736.51</td><td>736.51</td><td>736.51</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>37.42</td><td>62.37</td><td>124.75</td><td>124.75</td><td>124.75</td></tr></table>
【算定根拠】
別紙参照</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>効果</td><td>《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》

国土強靱化基本計画（令和５年７月 28 日閣議決定）では、「起きてはならない最悪の事態」の一つとして、「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態」が挙げられている。気候変動の影響により頻発化及び激甚化の傾向にある豪雨及び台風等の水害、近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模地震等により発生する災害廃棄物の処理に備えるため、最終処分場における十分な受入れ容量の確保が強く求められている。具体的には、水害では、平成 30 年７月豪雨においては約 1,900 千トン、令和元年房総半島台風及び同年東日本台風においては約 1,090 千トン、地震では、令和６年能登半島地震においては約 4,420 千トン、平成 28 年熊本地震においては約 3,110 千トン（１年間で熊本県にて処理される一般廃棄物量の約 581%に相当）、東日本大震災においては 31,000 千トン（１年間で全国にて処理される一般廃棄物量の約 72%に相当）の膨大な量の災害廃棄物（津波堆積物を含む）が発生しており、今後発生が予期されている南海トラフ地震では東日本大震災の 14 倍の 42,000 万トン、首都直</td></tr>
</table>

下地震では３倍の 9,100 万トンの災害廃棄物が発生すると見込まれている。

非常災害廃棄物は、倒壊家屋等由来の混合廃棄物、火災の燃えがら又は石綿混じりの廃棄物等、破砕・選別等の中間処理や再生利用等に適さないために埋立処分せざるを得ないものが大量に発生する。これらの非常災害廃棄物は、一般廃棄物最終処分場において処分されることが通常であるが、その容量不足の場合は民間の産業廃棄物最終処分場も含めて活用する必要がある。

令和６年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、今後、大規模災害により大量の非常災害廃棄物が発生した際に円滑かつ迅速に処理できるよう、平時のうちから非常災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場を把握し、発災時には非常災害廃棄物の受入れ先として速やかに調整ができる体制を整えるため、改正廃掃法により最終処分場の指定制度（以下「指定非常災害廃棄物最終処分場制度」という。）を措置することとした。

なお、指定非常災害廃棄物最終処分場の確保についての実現見込みは以下のとおり。

	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
実現見込み（万トン）	381	635	1270	1270	1270

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
別紙参照

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》

本指定は最終処分場設置者の申請に基づくものではあるが、指定を受けた最終処分場は、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならない（改正廃掃法第９条の３の４第４項）とされている。

加えて、災害廃棄物を受け入れることにより、埋立終了時期が前倒しで到来し、本来の事業計画の見直しが必要となり、また、通常の廃棄物よりも夾雑物の多い災害廃棄物を受け入れることによる水処理への負荷の増大も想定される。
災害廃棄物は一般廃棄物であり、統括的処理責任を有する市町村が確保すべきものであるが、各市町村がそれぞれ自ら施

				設を設置するなどにより確保することは非効率的であり、本制度を活用して民間が設置した最終処分場の一部を災害廃棄物を受け入れるために活用することが効率的である。本制度を活用して指定非常災害廃棄物最終処分場を確保していくためには、最終処分場設置者にとって指定を受けることのインセンティブが重要となり、本特例措置による５年間での直接的効果は、目標である 1260 万トンのうち約 890 万トンの見込みである。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 別紙参照
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ー
		⑤	税収減を是認する理由等	非常災害廃棄物は、倒壊家屋等由来の混合廃棄物、火災の燃えがら又は石綿混じりの廃棄物等、破砕・選別等の中間処理や再生利用等に適さないために埋立処分せざるを得ないものが大量に発生する。これらの非常災害廃棄物は一般廃棄物であり、市町村の一般廃棄物最終処分場において処分されることが通常であるが、その容量不足の場合は、非常災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れることとなる。このような事態を防ぐため、民間の廃棄物最終処分場も含めて活用する必要がある。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	最終処分場の埋立容量や災害廃棄物の受入れによる負担は各設置者において異なる。また、補助金による措置では、発災しなかった場合に設置者への支払いのみとなってしまう。 一方で、積立制度であれば、個々の最終処分場の負担を踏まえた措置が可能であるため、租税特別措置とすることに妥当性があると考えられる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	一般廃棄物最終処分場については、固定資産税に係る軽減措置がある。これは廃棄物の適正な処理を確保するために、法に定められる技術上の基準に適合した施設及び設備の整備を図っていくことが必要であることから、当該施設及び設備に対して税制の優遇措置を設け、適正な施設及び設備の整備を促進していくことに着目したものである。一方で、今回要望する措置については、非常災害廃棄物の受入れ義務に伴う追加的なコストや、負担への対応を目的としているものであり、その性質を異にしている。 また、令和３年度に点検対象となった「特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置」（R3 環境 01）は、最終処分場の設置者に対して義務付けられている埋立終了後に必要となる維持管理費用の積立てについて、円滑な積立制度の運用のため、当該積立てが最終処分場の設置者にとって過剰な負担とならないよう、するため、特定災害防止準備金として積み立てたときは損

				金算入できる措置である。本措置については、維持管理積立金が法律で義務化されてから 20 年以上が経過しており、積立ても円滑に行われていること等から、令和 11 年度中をもって廃止予定である。一方で、今回の要望は災害廃棄物の受入容量を確保することを目的として、災害廃棄物の受入れにより埋立終了期間が前倒しで到来し得る、指定非常災害廃棄物最終処分場設置者のみを対象とするものであり、対象を異にしている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	廃掃法上、災害廃棄物（一般廃棄物）の処理は市町村の事務であり、その処理の責任についても市町村が負うこととされている。災害廃棄物の適正処理を推進するためにも、特例措置により指定非常災害廃棄物最終処分場の設置者の経済的負担を軽減することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			ー